

所管部課	地域福祉部 障害福祉課		部長	吉沢 寿子	
件名	令和4年度東大和市障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策助成金支給要綱に				
	ついて	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>燃料費や物価の高騰に直面する障害福祉サービス事業所の負担軽減を図るため、事業運営の継続に資する助成金を当該事業所を運営する事業者（法人その他の運営主体をいう。以下同じ）に支給するための単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 対 象 市の区域内において、障害福祉サービスを提供している事業者（令和4年10月1日において当該事業所を運営しており、令和5年3月31日まで事業運営の継続が見込まれる事業者に限る。）</p> <p>イ 支給額 1サービスにつき、5万円（共同生活援助及び短期入所については10万円）。ただし、事業所において複数のサービス提供をしている場合、一事業者につき支給上限額を15万円（共同生活援助又は短期入所を含むサービスを提供している事業者については20万円）とする。</p> <p>(2) 施行日                  決裁日から施行し、令和4年10月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果                  助成金の支給により、市内における障害福祉サービス事業所の安定的で持続可能な事業運営の継続が図られ、障害者の福祉の向上に寄与することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年12月追加補正予算（9号）に計上し、議決された。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。